

(総括表)

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
沖	1 内部管理事務	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	2 振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	3 駐留米軍用地の返還に係る跡地利用に関する事務	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	4 駐留米軍用地等以外の土地に係る位置境界の明確化に関する事務	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)				
沖	5	北部振興事業の実施に関する事務	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	6	公正取引委員会の地方事務所が所掌する事務		公正取引委員会の地方事務所は、そもそも今回の仕分けの対象外。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	7	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(財務部)	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	8	財務省の財務局が所掌する事務		財務省の財務局は、そもそも今回の仕分けの対象外。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	9	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(農林水産部)	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	10	農林水産省の地方農政局が所掌する業務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する業務の一部		地方農政局及び漁業調整事務所が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖繩の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖繩振興の在り方と併せて検討する必要がある。	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)		(説明)			
沖	11	林野庁及び水産庁が所掌する事務の一部	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	12	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(経済産業部)	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	13	経済産業省の経済産業局が所掌する業務		経済産業局が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖繩の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖繩振興の在り方と併せて検討する必要がある。	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	14	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(開発建設部)	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	15	二級河川の改良工事、維持又は修繕及び特定多目的ダムの管理の実施	C-c	沖繩は様々な特殊事情を抱えていることから、沖繩の振興を図ることは国の責務である。沖繩総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖繩の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖繩における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖繩振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖繩県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖繩総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—
沖	16	国土交通省の地方整備局が所掌する業務		地方整備局が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖繩の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖繩振興の在り方と併せて検討する必要がある。	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖繩振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖繩の振興のあり方と併せて検討する必要がある。(平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」)	—	—

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)		(説明)			
沖	17	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（運輸部）	C-c	沖縄は様々な特殊事情を抱えていることから、沖縄の振興を図ることは国の責務である。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖縄における国の責任の在り方については、平成23年度に終了する沖縄振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖縄県の意見等を踏まえつつ検討されるものであり、沖縄総合事務局の事務・権限の見直しも、その中で検討すべきものである。	現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。（平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）	—	—
沖	18	国土交通省の地方運輸局が所掌する業務		地方運輸局が所掌する業務の仕分けに準じる。ただし、沖縄の特殊事情を踏まえ、また、今後の沖縄振興の在り方と併せて検討する必要がある。	他の出先機関の業務に応じて仕分けする。ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。（平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）	—	—